

平成 27 年 3 月 22 日

伊丹市長 藤原保幸 様

伊丹市まちづくり基本条例の
見直しに係る市民会議委員一同

伊丹市まちづくり基本条例の見直しについて（まとめ）

みだしのことにつきまして、本市民会議で議論を行った結果を別
紙のとおりまとめましたので報告します。

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議 ま　と　め

1 はじめに

伊丹市まちづくり基本条例（以下「まちづくり基本条例」という。）が制定、施行され、今年で12年目を迎え、まちづくり基本条例の見直しも、今回で3回目となりました。

今回は、住民基本台帳から性別、年齢に偏りがないよう、等間隔無作為に抽出された市民3,000人にアンケートを実施するとともに、これらの市民の内、伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議（以下「市民会議」という。）への委員就任に承諾した30人で、まちづくり基本条例の見直しに係る検討を行いました。

市民会議は、全体で10回開催し、既存の規定の見直しや、新規に追加すべき事項など、市民の立場からさまざまな検討を行いました。

今回、市民会議で出た意見については、市及びまちづくり基本条例第13条の規定に基づき設置している「伊丹市参画協働推進委員会」において、十分に審議いただき、必要な手続きを行っていただきますよう、お願いします。

2 市民会議での検討経過

市民会議を10回開催しました。検討した内容は下記のとおりです。
(詳細については、別紙議事録を参照願います。)

● 第1回 市民会議

（開催日時）

平成26年6月30日（月）午後6時30分～8時30分
(内容)

- ・委嘱状の交付
- ・市民会議の運営方法の検討
- ・自治基本条例について

- ・伊丹市まちづくり基本条例について
- ・次回会議の検討事項について
「議会・議員に関することについて」

● 第2回 市民会議

(開催日時)

平成26年7月26日(土)午後1時～3時15分

(内容)

- ・グループ討議
「議会・議員に関することについて」
- ・次回会議の検討事項について
「審議会への市民参画について」
「行政評価について」

● 第3回 市民会議

(開催日時)

平成26年8月24日(日)午後6時30分～8時40分

(内容)

- ・グループ討議
「審議会への市民参画について」
「行政評価について」
- ・次回会議の検討事項について
「市民意見表明制度(パブリックコメント制度)について」
「市民投票について」

● 第4回 市民会議

(開催日時)

平成26年9月29日(月)午後6時30分～8時30分

(内容)

- ・グループ討議

「市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について」

「市民投票について」

・次回会議の検討事項について

「対話の場の設置について」

「情報の共有について」

● 第5回 市民会議

（開催日時）

平成26年10月26日（日）午後6時30分～9時

（内容）

・グループ討議

「対話の場の設置について」

「情報の共有について」

・第6回・第7回会議の検討事項について

「地域コミュニティについて」

「地域組織について」

● 第6回 市民会議

（開催日時）

平成26年11月26日（水）午後6時30分～8時30分

（内容）

・討議

「地域コミュニティについて」

● 第7回 市民会議

（開催日時）

平成26年12月11日（木）午後6時30分～8時30分

（内容）

・前回の討議「地域コミュニティについて」まとめ

・討議

「地域組織について」

● 第8回 市民会議

(開催日時)

平成27年1月20日(火)午後6時30分～8時30分

(内容)

・討議

「条例で新たに規定する内容の有無について」

(「行政運営に関する事項について」「市長と職員に関するこ
とについて」)

● 第9回 市民会議

(開催日時)

平成27年2月22日(日)午後6時30分～8時30分

(内容)

・討議

「今までに検討した以外の部分における検討事項について」

● 第10回 市民会議

(開催日時)

平成27年3月22日(日)午後6時30分～8時

(内容)

・まとめ

3 市民会議での検討結果

市民会議での検討結果は、下記のとおりです。詳細については、各
回の議事録を参照してください。

(1) 議会・議員に関することについて

市民自治を目標にまちづくり基本条例を制定しているため、議

会や議員の役割や責務は条例に織り込んだ方がいい。

議会の役割としては、市民との対話の必要性・市民ニーズの把握、議会に関する情報の積極的な発信、市政運営の監視などが挙げられ、議員の役割としては、政策立案能力の向上、地域の実情の把握、法令遵守・公正公平な議員活動、議員活動の積極的な情報提供などが挙げられました。

（2）審議会等への市民参画について

委員から出されたさまざまな意見や、現在、試行的に行っている無作為抽出による委員選出の検証結果を踏まえ、今後、まちづくり基本条例の見直しを行ってください。

（3）行政評価について

市民への周知や、市民にわかりやすい報告書の作成、行政評価のチェック機能の確立に取り組むこと。そのために、まちづくり基本条例第9条第1項に「広く、分かりやすく」の文言を加えるなど、今後、まちづくり基本条例の見直しを行ってください。

（4）市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について

条例の見直しは必要ではないが、今後、市民会議から出された意見を参考に、周知などに積極的に取り組んでください。

（5）市民投票について

条例の見直しは必要ではないという結論に達しました。

（6）対話の場の設置について

まちづくり基本条例の規定内容について、市が市民の意見を求めるとき、市民同士が対話するとき、市民が市との対話を求めるとき、それぞれの対話があると思うが、規定が分かりづらいため、条例の見直しを検討してください。また、対話と陳情は違うので、

市との対話については、一方的にならないようにすることが必要です。

（7）情報の共有について

市民会議では、「情報の発信について」、「情報の受信について」及び「情報の共有化について」の意見が出されました。

市民会議での意見を踏まえ、今後、まちづくり基本条例の見直しを検討してください。

（8）地域コミュニティについて

地域コミュニティは非常に重要であるので、地域コミュニティに関する重要事項はまちづくり基本条例に規定すべきである。

（内容）

- ・地域ごとに住民の居場所を作り、心豊かに暮らしていくことが必要
- ・情報共有が必要
- ・地域活動には主体的に参加する。
- ・助け合いが必要
- ・活動内容を広く周知する。
- ・今の活動を次世代に引き継ぐ。

市民会議での意見を踏まえ、今後、まちづくり基本条例の見直しを検討してください。

（9）地域組織について

コミュニティを存続させていくためには、小学校区を単位とした大きな枠組みとしての地域組織は非常に重要な要素である。地域組織に関する規定をまちづくり基本条例に入れる方向で、今後、まちづくり基本条例の見直しを検討してください。

（10）広域連携について

国等と連携を図り、広域的な視点で課題の解決に努めることを
まちづくり基本条例に入れる方向で、見直しを検討してください。

（11）総合計画について

継続的な計画は必要であるので、策定や議決の根拠はまちづくり基本条例に規定すべきである。

（内容）

- ・市は、総合的かつ計画的な行政運営を行うため総合計画を定めるものとする。
- ・総合計画は、行政運営の基本的な方針を定める基本構想、その実現に向けて、分野別の取組みを定める基本計画、及び具体的な事業を定める実施計画により構成される。
- ・市は、基本構想の策定に当たっては、広く市民が参画できるよう努めるとともに、議会の議決を得るものとする。
- ・各分野における個別の計画は、総合計画の実現に即した内容とする。

市民会議での意見を踏まえ、今後、まちづくり基本条例の見直しを検討してください。

（12）市長の役割と責務について

議員の役割と責務が規定されることから市の責務だけではなく市長の役割と責務についてもまちづくり基本条例に規定した方がいい。

（内容）

- ・市の長として、職員の良好な職場環境をつくるよう努める。
- ・市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行う。
- ・市長として、積極的な情報発信を行う。

市民会議での意見を踏まえ、今後、まちづくり基本条例の見直しを検討してください。

（13）職員の役割と責務について

議員の役割と責務が規定されることから市の責務だけではなく職員の役割と責務についてもまちづくり基本条例に規定した方がいい。

（内容）

- ・効率的・能率的に職務を行うよう取り組むべきである。
- ・全体の奉仕者として、公正、誠実に職務を執行する。
- ・知識・技能の向上に努める。

市民会議での意見を踏まえ、今後、まちづくり基本条例の見直しを検討してください。

4 さいごに

今回、市民会議では、テーマ毎に検討を行い、さまざまな意見が出されました。

今後、市民会議で出された意見を踏まえ、市及び伊丹市参画協働推進委員会において、検討していただき、まちづくり基本条例の見直しが必要なものについては、適切な措置が講じられるよう、お願いします。

第1回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 錄 (要 旨)

日 時：平成26年6月30日（月）午後6時30分～8時30分

会 場：市役所7階 701会議室

出席委員：秋月委員・石田委員・伊藤委員・稻垣悟委員・上埜委員・唐澤委員・川田委員・
阪上委員・栄田委員・坂上委員・白岩委員・鈴木委員・千秋委員・
高橋恒治委員・高橋長司委員・高演委員・田中委員・中田委員・中堂委員・
信木委員・本郷委員・真野委員・山下委員・吉本委員

1. 開会

(1)委嘱状の交付

(2)藤原市長あいさつ(概要)

今回市民会議を開催するにあたり、無作為抽出という形で皆さんにお声掛けさせていただいたのは、これまで行政に深く関わってこられたというわけではない方々が市政についてどういった考えをお持ちか、また伊丹市における自治のあり方をどう思っておられるかをお聞きしたいという思いからである。

伊丹市まちづくり基本条例は伊丹市の住民自治の形を定める条例である。これから地域の自治がますます重要な時代になるので、皆さん方に意見を出していただいて制度を作り、それを踏まえて市政を運営したいと願っている。

お忙しい中、市民会議に出ていただくにあたり感謝を申し上げたい。

(3)委員自己紹介

(4)事務局自己紹介

(5)市民会議の運営方法と検討スケジュールについて

【資料1に基づき、事務局より説明】

【質疑】

①第1回のテーマは議会ということだが、毎回テーマがでるのか。道路のことなどについて意見を言いたい場合、市道なら市の管轄だが、県道なら県の管轄になる。こういったことの実効性はどうなるのか。

回答→この条例は県道や市道について道路行政の中身を具体的に定めるものではなく、限られた時間における議論でもあるので、皆さんに日頃感じておられる考え方や意見を、市の施策に反映する仕組みをどう作っていくかという視点で議論していただければと思う。道路の例でいうと、どんな仕組みを使えば、

あるいはどこに伝えれば、市に意見が届くかという方向でお話していただければと思う。

②最終的には、必要があればこの条例を直すということか。今年は市民会議で意見を聞き、来年は専門的に議論をし、条例改正は3年後か。それで問題はないのか。
回答→条例改正まで丸2年かけて検討する予定。これまで大きな条例改正をしていないことから、緊急性という点では問題ないと考える。

2. 事務局より説明及び議論

(1) 市民会議の進め方について

①司会の選出について

司会は、事務局説明やグループ討議につなぐなど、全体的な進行を行う。

秋月委員、上埜委員、吉本委員で調整しながらお願ひする。

次回は吉本委員が出席可能であればお願ひし、欠席の場合は事務局で行う。

②会議録（概要）の作成について

案はまちづくり推進課で行い、署名を出席委員のうち、名簿順に行う。

今回は、秋月委員と石田委員にお願ひする。

会議録は市のホームページにおいて公開する。

③傍聴の取り扱いについて

次回より傍聴者を募集する。

傍聴者は広報伊丹・市のホームページを通じて募る。

(2) 自治基本条例について

【資料2に基づき、事務局より説明】

(3) 伊丹市まちづくり基本条例について

【資料3に基づき、事務局より説明】

(4) 次回会議の検討事項について（議会・議員に関することについて）

【資料4に基づき、事務局より説明】

【質疑】

①伊丹市議会の議員の数は何人か。

回答→現在28名。市議会の情報は市議会のホームページがあるので、見ていただければ参考になるのではと思う。

②はじめの検討テーマに議会・議員を選んだわけは。

回答→議会で現在議会基本条例を検討されている。近々議会基本条例の条例案がまとめれば、議会で検討することになるので、まちづくり基本条例に議会の条項を盛り込んだ改正案も同時に議案として提出した方がいいと考えている。そのた

め、この市民会議の意見をできるだけ早く議会に提供した方が、議会の議論に反映しやすいのではないかと思い、テーマとさせていただいた。

③明石では、自治基本条例に議員の政策立案能力の向上に関する規定を盛り込んだことによって、議員からの政策提案があったのか。また、岸和田や三田はこのような規定を作ったことにより、どう変わったのか。

回答→明石で議員提案の条例というのは、把握する限りでは聞いていない。

岸和田については、市民への説明責任を果たす部分で、説明会の実施という形で実践していると聞いている。

三田は条例自体ができたばかりなので、今後具現的に動いていくと思う。

具体的なことは議会基本条例に書かれていることが多い。

条例を作る場合の考え方には二通りあり、これまでやってきたことを永続的に行うために条例を作る場合と、これから新たにやっていくことを条例に位置づけて義務を課す場合がある。

④この会議の結論を最終的に市議会に提案することになるが、委員が議会を傍聴することができるか。

回答→議会の傍聴の制度はある。もし条例を改正することとなれば、市民会議の委員さんはぜひとも傍聴していただきたいと思っている。

⑤この会議に議員が出られることはあるのか。また、これまで2回の過去の見直しで見直しされた項目や削除された項目はどんなものか。

回答→基本的には市民で構成される会議である。次回は議会の条項を検討するため、グループ討議や説明の際に議員さんに入っていただきたいというご要望があれば、お願いすることはできると思う。

過去2回の見直しでは、条例を削除したり追加したりはしていない。条例に位置づけているそれぞれの制度について、運用面の改善を行った。

※市民会議としては、次回会議には事務局が情報提供を行い、委員のみで議論することとした。

3. 閉会

今後の予定の案内

第2回 平成26年7月26日（土）13：00～

伊丹市防災センター

第3回 平成26年8月24日（日）18：30～

いたみホール

（それぞれ後日通知。通知後、欠席の場合は連絡をお願いする）

第2回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 錄 (要 旨)

日 時：平成 26 年 7 月 26 日（土）午後 1 時～3 時 15 分

会 場：伊丹市防災センター 3 階会議室

出席委員：稻垣悟委員・稻垣隆弘委員・大田委員・阪上委員・栄田委員・白岩委員・
鈴木委員・千秋委員・高橋恒治委員・高橋長司委員・高濱委員・中田委員・
吉本委員

司 会：吉本委員

1. 開 会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：13名

傍聴者：3名（他に行政職員の見学5名）

(2)議事録署名人

今回は稻垣悟委員と稻垣隆弘委員にお願いする。

2. 議 事

(1) グループ討議「議会・議員に関することについて」

出席委員を2グループに分け、それぞれ討議

【グループ討議で出た意見の概要】

市民自治を目標にまちづくり基本条例を制定しているからには、議会や議員の役割
や責務は条例に織り込んだ方がいい。

《規定する内容》

議会の役割

- ・市民との対話をもって、市民ニーズを把握する。
- ・あらゆる手法を使って、さらに情報発信を行う。議会の日程や議会の組織を知らない市民も多い。市にも言えることだが、発信しているつもり、ではなく結果を出してほしい。
- ・議会の役割の本分として、予算・決算審査等、市政を監視する。
- ・まちづくりに対する市民の参画をサポート（法整備、制度改正、行政の監督）。
- ・組織や財政の観点から、行政の肥大化を抑制するよう努めてほしい（監視機能の強化）。

議員の役割

- ・政策等の議員提案を積極的に行うなど、政策立案能力の向上に努める。
- ・地域活動に積極的に関わるなど、地域の実情をもっと把握するよう努める。
- ・市民を代表する立場として、法令を遵守し、しっかりした行動規範を持つ。
- ・市をよくするために議員が取り組んだ政治活動の成果を評価するシステムがあるといい（せっかくの活動が市民に伝わっていないという点から）。

（2）次回会議の検討事項について

- ①審議会への市民参画について
- ②行政評価について

【資料1に基づき、事務局より説明】

3. 閉会

今後の予定の案内

第3回 平成26年8月24日（日）18：30～
いたみホール

（後日通知を送付。通知後、欠席の場合は連絡をお願いする）

第3回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日 時：平成26年8月24日（日）午後6時30分～8時40分

会 場：いたみホール 多目的ホール

出席委員：伊藤委員・上埜委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・白岩委員・

千秋委員・高橋長司委員・高濱委員・中堂委員・信木委員・真野委員・

吉本委員

司 会：上埜委員

1. 開会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：14名

傍聴者：2名（他に行政職員の見学3名）

(2)議事録署名人

今回は伊藤委員と上埜委員にお願いする。

2. 議事

(1) グループ討議「審議会への市民参画について」「行政評価について」

出席委員を2グループに分け、それぞれ討議。その後、発表を行い全体で議論。

【グループ討議で出た意見の概要】

審議会への市民参画について

(意見の概要)

- ・委員を公募されていることを知らない市民が多い。広報伊丹や市のホームページだけではなく、自治会回覧なども活用するなど、それぞれの審議会で何を検討しているかなど、情報提供を行ってほしい。
- ・市民委員の役割を条例に明示してはどうか。
- ・無作為抽出を活用して、委員の選任を行ってはどうか。
- ・無作為で初めて選出された委員は、議論に加わることが難しい場合があるので、自治会などに協力してもらって選任してはどうか。
- ・公募以外の選出方法（地域ごとの意見を反映させるために自治会に依頼するなど）を条例に規定してはどうか。

(意見の取り扱いについて)

→さまざまな意見が出されましたので、今回、試行的に行っている無作為抽出の検証結果や、委員の意見をもとに、制度改善できることがないか、条例改正が必要なところがないか、担当であるまちづくり推進課としても検討していきます。

行政評価について

(制度の改善に関する意見)

- ・行政評価の報告書については、内容が多く、グラフを用いるなど視覚的な工夫もある点はいいと思う。ただ、分量が多すぎるので、抜粋するなどの工夫も必要だと思う。
- ・行政評価の項目をもう少し集約してはどうか。
- ・昨年度の課題との比較があればいいと思う。
- ・目標の設定の決め方をどうやっているのかがよく分からない。大事なことなので、決める時にしっかり決めてほしい。
- ・予算と決算との差をパーセンテージで出してほしい。
- ・第3者なのか、議会なのか、監査なのかわからないが、評価や指標の設定が適切であるかどうか、チェックする仕組みが必要ではないか。
- ・評価結果を市のホームページで公開しているというが、知らない人も多い。多くの人に知ってもらう方法を工夫してはどうか。

(第9条の規定に関する意見)

- ・まちづくり基本条例そのものを知っている人が少ないので、行政評価を知っている人がそれほどいるとは思えない。第9条第2項に「広く、分かりやすく」の文言を加えてはどうか。

(他のグループからの意見)

- ・行政評価結果報告書は、まちづくり基本条例に基づいて作られているとのことであるが、実際のところとしては、報告書は議会に配布することを目的に発行しているように見える。議会に（評価結果を）活用してもらうことが行政評価の目的であるのなら、条例にその旨を規定してはどうか。

(意見の取り扱いについて)

→いただいた意見については、制度そのものに関することは、行政評価の担当課に伝え、検討する。

条例の改正については、附属機関である「伊丹市参画協働推進委員会」で法制化に向け、具体的に検討する。

（2）次回会議の検討事項について

- ①市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について
- ②市民投票について

【資料2に基づき、事務局より説明】

3. 閉会

今後の予定の案内

第4回 平成26年9月29日（月）18：30～

伊丹市総合教育センター 2階研修室

（後日通知を送付。通知後、欠席の場合は連絡をお願いする）

第4回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 錄 (要 旨)

日 時：平成 26 年 9 月 29 日（月）午後 6 時 30 分～8 時 30 分

会 場：総合教育センター研修室

出席委員：秋月委員・伊藤委員・稻垣隆弘委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・

栄田委員・千秋委員・高橋長司委員・高濱委員・中田委員・信木委員・

真野委員・山下委員・吉本委員

司 会：秋月委員

1. 開 会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：15名

傍聴者：2名（他に行政職員の見学5名）

(2)議事録署名人

今回は大田委員と唐澤委員にお願いする。

2. 議 事

(1) グループ討議「市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について」

「市民投票について」

出席委員を2グループに分け、それぞれ討議。その後、発表を行い全体で議論。

【グループ討議で出た意見の概要】

市民意見表明制度（パブリックコメント制度）について

（意見の概要）

（現行のまちづくり基本条例の規定について）

・まちづくり基本条例の規定はこのままでいいという意見が多かった。

・現行の規定で「市は」となっているが、その範囲が分かりにくい。

（制度の課題や改善について）

・ホームページでの公開状況がわかりにくい。

・結果公表（意見・回答・意見の反映状況など）もわかりにくい。

・案件のタイトルが分かりにくい。（「生物多様性」など、初めて聞いた場合、言葉の意味がわからないのでは。）

・広い意見を得るために、自治会などで回覧してはどうか。

・制度の目的を明示してはどうか。

・案件によると思うが、事業予算なども示してはどうか。

市民投票について

(意見の概要)

(現行のまちづくり基本条例の規定について)

- ・まちづくり基本条例の規定はこのままでいいという意見が多かった。
- ・市民投票制度は必要。
- ・規定の見直しについては特に意見はなかった。市民の関心度がわからないので、案件ごとに実施方法などは、その都度議会の議決を経て決めた方がいい。
- ・どういう事由で市民投票を行うのか。市民投票ですべてを決められるわけではないが、やるべきである。
- ・今まで実施したことはないが市民投票制度は残した方がよい。
- ・基本条例を細かく制約しすぎない方が、様々な案件に対応しやすい。現行のままでよいのでは。(投票成立要件、投票資格、日本国籍以外の方々の取扱い等をどうするのか、統一できない。)
- ・アンケート結果が「このままでいい」が70%であれば、これでいいのではないか。
- ・市長や議員は選挙で選ばれているので、市民は信用しているため、方針等常にガラス張りに発信してもらえば良いのではないか。
- ・市民投票を実施する時には、市の方針についての説明や、メリット・デメリットの説明などを事前にしてほしい。
- ・投票の際、○×ではなく、市民の意見を聞くべきである。根本的な解決になるか。
- ・根本的な解決になりうるか?市を二分する結果になるのではないか?しかし、それこそ市民意見が必要ではないか、熟考しなければならない。
- ・費用がかかりすぎる。
- ・市民投票の運営をわかりやすくする。

(2) 次回会議の検討事項について

①対話の場の設置について

②情報の共有について

【資料1に基づき、事務局より説明】

3. 伊丹市参画協働推進委員会への参画について

市民会議から、真野貴夫委員と吉本雅一委員の2名を伊丹市参画協働推進委員会委員として就任していただくことに決定した。今後、伊丹市参画協働推進委員会において伊丹市まちづくり基本条例の見直しについて議論する際に、両名より市民会議に出席している立場からの意見を伝えていただく。

伊丹市参画協働推進委員会の次回開催予定は、10月17日(金)午後6時30分から、市役所7階701会議室にて。市民会議の委員は、よければ傍聴してほしいと事務局より案内があった。

4. 閉会

今後の予定の案内

第5回 平成26年10月26日(日)午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室
(後日通知を送付。通知後、欠席の場合は連絡をお願いする)

第5回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日 時：平成26年10月26日（日）午後6時30分～9時

会 場：市役所7階会議室

出席委員：稻垣隆弘委員・上埜委員・大田委員・唐沢委員・阪上委員・栄田委員・

白岩委員・鈴木委員・千秋委員・高橋長司委員・中田委員・吉本委員

司 会：吉本委員

1. 開会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：12名

傍聴者：1名（他に行政職員の見学1名）

(2)議事録署名人

今回は阪上委員と栄田委員にお願いする。

2. 議事

(1) グループ討議「対話の場の設置について」

「情報の共有について」

出席委員を2グループに分け、それぞれ討議。その後、発表を行い全体で議論。

【グループ討議で出た意見の概要】

対話の場の設置について

(意見の概要)

(規定内容について)

- ・第7条は、市が市民の意見を求めるときの対話の場の設置、市民同士が対話するときの技術的支援の規定はあるが、市民が対話を望む場合、第2条第4項により当然対話するというが、分かりづらい。

(市からの情報発信について)

- ・市からの市民への情報発信が弱い。
- ・市の組織が複雑で、どこに自分たちが発信したらいいかがわかりづらい。
- ・カフェ・サロン・ラウンドテーブルなどの活動が知られていない。
- ・出前講座という形での対話もあるのではないか。

(市民の対話のあり方について)

- ・市民で、先頭にたつ人が少ないと思う。
- ・対話と陳情は違うので、市との対話については、一方的にならないようにしなければならない。

(質疑)

- ・ 第2項で、市民同士が対話をした時の結論はどうなっているのか。市役所に伝えないのか。

→災害についてなどを例に取ると、日ごろから近所の人が対話して課題を共有する必要があるのではないか。市から何か意見を求められた時に、日ごろから対話がないと、なかなか対応できないことがある。そのため、必ずしも決まった結論を出すことが目的ではなく、日ごろから対話をするということが大事だという考えに立った規定である。結果として、陳情や要望を市に出していただくことになれば、内容に応じて担当課に出していただくことになる。

情報の共有について

(意見の概要)

(情報の発信について)

- ・エフエム伊丹、ケーブルテレビなど、民間事業者との連携が必要。
- ・コミュニティ掲示板・回覧板で市が情報発信しているが、情報が遅れるのではないか。
- ・もっと若い人が積極的に情報発信することが必要。
- ・費用対効果を考慮した情報共有が必要。
- ・災害時の緊急情報などについては、他の情報共有とは区別し、市民に迅速・確実に伝わるようなインフラ整備が必要。夏の災害では、インターネットが使えないようだった。
- ・迅速性とともに、市政情報の正確性が大切である。
- ・情報発信の成果の検証が必要である。

(情報の受信について)

- ・インターネットを使った情報発信が増えてきているが、高齢化が進んでいるので、使えない人も多いのが課題である。
- ・どこにも所属していない高齢者、障がい者の方たちが、どのように情報を得るかが課題。地域包括支援センターの支援の在り方もまだ模索中のようだ。
- ・自らもっと情報を得る努力が必要である。

(情報の共有化について)

- ・まちづくり基本条例の見直しのアンケートで、情報共有についての項目が無かった。個別の項目で、情報発信のあり方が課題になっている。
- ・市の窓口で、個人情報の取り扱いに、不信感をもったことがある。個人情報の取り扱いが適正に行われているかどうか不安。
- ・第2条・5条・6条など、情報共有の規定がだぶっているのではないか。別に情報公開条例などもある。
- ・この条例でいう「情報」の指す概念が広すぎるのではないか。受け取り手によって、解釈に差が出るのではないか。
- ・用語の定義が必要。

(2) 第6回・第7回会議の検討事項について

- ①地域コミュニティについて
 - ②地域組織について
- 【資料1に基づき、事務局より説明】

3. 事務局よりお知らせ

- ①「伊丹市参画協働推進委員会」を10月17日に開催。議会・議員に関する規定について答申を提出いただいた。
この答申を受けて、「伊丹市まちづくり基本条例」改正（案）について、パブリックコメントを実施（平成26年11月15日～12月14日）。
- ②議会へ、パブリックコメント実施の報告。都市企業常任委員協議会・議会改革特別委員会連合審査会を開催。（平成26年11月4日）。傍聴可能。
- ③議会基本条例のパブリックコメント実施（平成26年11月15日～12月14日）
にあわせて、報告会を開催（別紙チラシを当日配布）。

4. 閉 会

第6回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会 議 錄 (要 旨)

日 時：平成26年11月26日（水）午後6時30分～8時30分

会 場：伊丹市立中央公民館 講義室A

出席委員：秋月委員・稻垣隆弘委員・上埜委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・

　　栄田委員・坂上委員・高橋長司委員・高濱委員・山下委員・吉本委員

司 会：上埜委員

1. 開 会

(1)出席委員・傍聴者の報告

出席委員：12名

傍聴者：なし

(2)議事録署名人

今回は高橋長司委員と高濱委員にお願いする。

2. 議 事

(1) 討議「地域コミュニティについて」

出席委員で議論。

【討議で出た意見の概要】

地域コミュニティについて

(意見の概要)

課題が多くあるが、地域コミュニティは大事であるので、守り育てていく必要がある。色々な立場の人が、できる範囲で主体的に参加できる、ゆるやかなつながりの醸成や、意見交換のために集える場が必要である

地域における情報の共有が大事である

- ・自治会などの場合、会長が誰になるかで大きな違いがある。それによって加入するかどうかを決めるという人もいる。会長の方針によって、その自治会が活性化することもあるし、その反対もある。
- ・自治会役員も、担い手不足の中、順番で担いあっている状態なので、人によってうまくいく場合とそうでない場合がある。住民もある程度は受容しなければならないのではないか。
- ・自治会費の使途や、会の運営について透明性が大切である。現状ではおかしいと思うこ

とがあっても、会員が役員に意見することが難しい。信頼関係を確保できるような仕組み（意見交換の場、開かれた運営方法、適正な会計処理など）が必要。

- ・自治会活動を行う上で、個人情報の取り扱いが難しい。たとえば、一人住まいの高齢者や、生活困窮者など、困っている方の把握や、把握した後の情報管理などに苦慮する。
- ・高齢化などにより地域活動の担い手が不足しているため、個人の負担が増大している。市の支援があれば、継続できるのではないかと思う。また、もっと多くの担い手が参加し、お互いが助け合える、ゆるやかなつながりがあればと思う。
- ・地域ごとに協力しあって、住民の居場所を作ることにより、地域で心豊かに暮らしていくことが必要だと思う。
- ・順番で役員を選ぶ自治会や、新しい自治会などでは、運営方法などを相互に教える仕組みや、地域の住民についての情報を得る仕組みがないので、自治会活動を行う上で困難である。近年は個人情報保護がさけばれており、地域の人をシャットアウトしている人もいるが、日ごろから知り合っていないと、災害時などに助け合うことができないのでと思う。
- ・組織の大小に関わらず、地域で活動すると必ず会計報告や会場の管理など色々な仕事がある。多くの人が行事などに参加してくれるのはありがたいが、行事などの担い手の負担が大きい。
- ・地域コミュニティに求めること、コミュニティから得されることについては、それぞれ考え方方が千差万別だと思う。地域コミュニティとはどうあるべきかということを共有することが大事だ。
- ・主体的・自主的に参加することが大事だが、参加した人の方が大変な目に遭い、不公平感を抱くようなことにならないための仕組みをつくる。
- ・情報を共有するとともに、世代間で交流できるような仕組みや、見知らぬ者同士が知り合う場をつくる。
- ・意見交換はとても大事だ。違う立場の人同士で話すことによって、地域活動の担い手側の状況を理解してもらえる。そこから、助け合える段階に進めるのではないか。
- ・個々人が「ひとこと」かけ、近くの人とつながる気持ちを持つ。ある程度の「出しやばり」も必要である。
- ・地域コミュニティは親世代が作り、守ってきた大切なものの。地域コミュニティに加わることで地に足をつけて生きている実感を持てる。地域コミュニティを次の世代に伝えていくことが必要だ。
- ・市内の色々な施設で活動するNPOなど、多様なコミュニティと手を取り合うことが大切である。
- ・価値観が多様化し、多様なコミュニティがある中で、若い世代は地域コミュニティについて、あまり普段は意識していないと思う。しかし、災害を想定すると、安心な暮らしを守るために、やはり地域コミュニティは大切だと思うので、その必要性を広く伝えていかなければならない。

（2）第7回会議の検討事項について

①地域組織について

【資料1に基づき、事務局より説明】

3. 閉会

今後の予定の案内

第7回 平成26年12月11日（木）午後6時30分～ 伊丹市立中央公民館講義室A

第8回 平成27年1月20日（火）午後6時30分～ 伊丹市立中央公民館講義室B

第9回 平成27年2月22日（日）午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室

（後日通知を送付。通知後、欠席の場合は連絡をお願いする）

第7回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日 時：平成26年12月11日（木）午後6時30分～8時30分

会 場：伊丹市立中央公民館 講義室A

出席委員：秋月委員・稻垣隆弘委員・上埜委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・高濱委員・中田委員・吉本委員

司 会：秋月委員

1. 開会

（1）出席委員・傍聴者の報告

出席委員：9名

傍聴者：なし（他に行政職員の見学2名）

（2）議事録署名人

今回は中田委員と吉本委員にお願いする。

2. 議事

（1）前回の討議「地域コミュニティについて」まとめ

地域コミュニティは非常に重要であるので、地域コミュニティに関する重要事項はまちづくり基本条例に規定すべきである。

- ・地域ごとに住民の居場所を作り、心豊かに暮らしていくことが必要
- ・情報共有が必要
- ・地域活動には主体的に参加する
- ・助け合いが必要
- ・活動内容を広く周知する
- ・今の活動を次世代に引き継ぐ

→具体的な規定内容については、今後参画協働推進委員会で議論を進めていく。

（2）討議「地域組織について」 説明の後、出席委員で議論。

【討議で出た意見の概要】

伊丹市の良好なコミュニティを持続させていくための仕組みとして、地域組織はまちづくりの重要な要素だと思うので、まちづくり基本条例に規定した方がいい。

→具現的な制度設計の後、まちづくり基本条例に位置付ける事項を検討していく。

- ・自治会長が地域の色々な会の会長と兼ねているなど、特定の人に負担が大きくなっている現状がある。ゆるやかなつながりによる大きな組織をつくることによって、特定の人への負担が軽減し、担い手が増えるのではないか。また、担い手不足を解消するには、市民も行政も意識を変え、それぞれの生活形態に応じ、参画できる時にできることをするというように、役割分担のあり方を見直していくことが大切である。
- ・地域の活動を若い人に伝えていけるような組織でないといけない。
- ・役員だけが知っているというのではなく、市民全員が情報を共有しながら物事を決定できるような組織であることが大切である。
- ・地域における、既存の多様な団体や委員が組織に入ることによって、相互に情報の共有化が図られることが大切である。
- ・一人の人の独断にならないよう、複数の役員が議論しながら相互にチェックしあうことが大事である。
- ・組織をつくることによって、事業集約と経費節減を行い、ビジネス的手法を用いながら、効率化を図る取組みも可能になり、地域の独自性に応じた事業展開ができるようになるのではないか。
- ・災害時などを想定すると、何かあった時に校区ごとに迅速に動くことのできる強固な組織が必要である。

（3）第8回会議の検討事項について

条例に新たに規定する内容について

- ①「行政運営について」
- ②「市長と職員に関することについて」

【資料に基づき、事務局より説明】

※その他、新たに規定すべき事項があるかどうか、ある場合はどういったことかについて、委員各自で検討し、第8回会議で議論を行う。

3. 閉会

今後の予定の案内

第8回 平成27年1月20日（火）午後6時30分～ 伊丹市立中央公民館講義室B

第9回 平成27年2月22日（日）午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室

（後日通知を送付します。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします）

第8回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日 時：平成27年1月20日(火) 午後6時30分～8時30分

会 場：伊丹市立中央公民館 講義室B

出席委員：稻垣隆弘委員・上埜委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・坂上委員・高濱委員・高橋長司委員・真野委員・吉本委員

司 会：吉本委員

1. 開会

(1) 出席委員・傍聴者の報告

出席委員：11名

傍聴者：なし (他に行政職員の見学3名)

(2) 議事録署名人

今回は大田委員と真野委員にお願いする。

2. 議事

(1) 前回の討議「地域組織について」まとめ

コミュニティを存続させていくためには、小学校区を単位とした大きな枠組みとしての地域組織は非常に重要な要素である。地域組織に関する規定をまちづくり基本条例に入れる方向で、今後参画協働推進委員会において議論していく。

(2) 「条例に新たに規定する内容について」討議

資料1・資料2をもとに事務局より説明。

【討議で出た意見の概要】

行政運営の基本的事項について

国等と連携をはかり、広域的な視点で課題の解決に努めることをまちづくり基本条例に入れる方向で検討すべきである。

(その他意見)

危機管理について規定する必要があるのではないか。

市長・職員の責務について

5条と区別し、主語を明確にして市長・職員の責務を規定することが必要

→第2条の「基本理念」や第5条「市の責務」と重複する事項があるかもしれないの
で、条文の検討は参画協働推進委員会及び庁内で行う。

(市長の責務)

- ・市の長として、職員の良好な職場環境をつくるよう努める。
- ・市民の信託に応え、公正かつ誠実に市政運営を行う。
- ・市長として、積極的な情報発信を行う。

(職員の責務)

- ・効率的・能率的に職務を行うよう取り組むべきである。
- ・全体の奉仕者として、公正、誠実に職務を執行する。
- ・知識・技能の向上に努める。

(その他意見)

- ・前例や縦割りの組織にとらわれず職務を行うこと。
 - ・公務員は、公務員でないとできない仕事をすべきである。民間ができるることは民間に任せていった方がいい。こういったことには、市民が声を上げないと実現できないと思う。
 - ・職員の責務に含まれないかもしれないが、委託事業者の役割や責務などについても整理が必要である。
 - ・あまり規定が増えてしまうと市民が読みづらくなるのではないかと思うので、必要な事項に絞った方がいい。
- ⇒他市の多くの自治基本条例において規定されている「財政」や「職員の育成」など、根本的な部分については、規定すべきである。
- ・市の職員の職務規定があるのであれば、まちづくり基本条例に敢えて入れる必要はないのではないか。
- ⇒市民が声を上げるための根拠が要るのではないか。

総合計画に関する規定について

継続的な計画は必要であるので、策定や議決の根拠はまちづくり基本条例に規定する。

(3) 第9回会議の検討事項について

今までに検討した以外の部分における見直し事項について

3. 閉 会

今後の予定の案内

- ・第9回 平成27年2月22日（日）午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室
(後日通知を送付します。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします)

- ・第10回を追加開催し、これまでの検討のまとめをしたいので、委員には改めて日程調整を送付する。

- ・議会・議員に関する部分について、パブリックコメント結果を1月15日より公表している。

第9回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日 時：平成27年2月22日（日）午後6時30分～8時30分
会 場：伊丹市役所7階701会議室
出席委員：秋月委員・伊藤委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・白岩委員・
鈴木委員・高濱委員
司 会：秋月委員

1. 開会

（1）出席委員・傍聴者の報告

出席委員：9名

傍聴者：1名

（2）議事録署名人

今回は白岩委員と鈴木委員にお願いする。

2. 議事

（1）これまでの議論のふりかえり

- ・議事録をもとに、これまでの議論の内容を出席委員で確認
- ・前回意見が出た危機管理についての規定は、「国等との連携」という視点でまちづくり基本条例に位置付けるものとする。

（2）今までに検討した以外の部分における検討事項について

【討議で出た意見の概要】

「第1条 目的」について

特に見直す必要がないという意見であった。

（その他の意見）

- ・ここでいう市民自治を具体的にどのような方法で進めていくかが課題である。
- ・伊丹における自治の能力は、まだ成長の余地があるので、市民も行政も参画と協働の取り組みを進めていく必要がある。
- ・自治会やボランティア団体、企業など、多様な団体が地域全体で課題解決に取り組んでいくことが大事だと思う。
- ・目的や理念はすばらしいので、具体的な中身を充実させてほししい。

「第2条 基本理念」について

特に見直す必要がないという意見であった。

(その他の意見)

- ・地域で行っている行事など、決定内容や決定のプロセスなどが分からぬことがある。意見が異なることがよくあるので、まさしく熟議は大切であると思う。

「第3条 市民の権利」について

特に見直す必要がないという意見であった。

(その他の意見)

- ・権利には当然に義務を伴うものだと思う。

「第4条 市民の責務」について

特に見直す必要がないという意見であった。

(その他の意見)

- ・市民活動に積極的な人にとってはいいと思うが、そうでない人たちとどうやって情報を交換できるのか。熟議が大事だという意識をどのように芽生えさせるかが課題である。
→地域における組織づくりには、熟議が不可欠なので、そういった機運を高める機会になるのではないか。
- ・ここに書かれている責務を果たすには、他の地域が行っている、良い取り組みの情報を共有し、他の団体と連携することが大切なので、そういった仕組みがあればいいと思う。
→一例だが、福祉大会などでは、他の地域の事例紹介があった。こういった機会がもっとあればいいと思う。
- ・地域活動を例に取ると、担い手の高齢化が課題となっている今、これまでのやり方を踏襲していくことが難しくなってきているので、役割分担の見直しが必要である。そのためには、情報発信や情報共有のあり方の検討が重要になる。
- ・多くの市民を巻き込むには、魅力のある組織をつくることが大事である。

「第11条 学習の機会の提供 その他の支援」について

(事務局より出前講座・市民まちづくりプラザについて説明)

特に見直す必要がないという意見であった。

「付則 見直し」について

(事務局より今回の見直しの手法等について説明)

特に見直す必要がないという意見であった。

3. 閉 会

- ・今後の会議の予定の案内

第10回 平成27年3月22日（日）午後6時30分～ 伊丹市役所701会議室
(後日通知を送付します。通知後、欠席の場合は連絡をお願いします)

- ・予算の議決をいただければ、来年度は参画協働推進委員会で条例の見直しの議論を行う予定だが、必要に応じて市民会議を開催する予算も計上しているので、来年度、必要があれば開催の案内を送付したい。市民会議での議論は次回会議で一旦まとめたいので、これまでの議論の確認作業を行っていきたい。
- ・伊丹市まちづくり基本条例の改正案（議会・議員に関する事項の追加）を3月議会に提出している。代表質問・個人質問を経て、委員会で議論される予定である。委員会は、3月16日に開催、時間は多くの議案を順に議論するため、確定的に示せないが、委員の皆様には傍聴していただければと思う。

第10回 伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議

会議録(要旨)

日 時：平成27年3月22日（日）午後6時30分～8時

会 場：伊丹市役所7階701会議室

出席委員：稻垣隆弘委員・上埜委員・大田委員・唐澤委員・阪上委員・栄田委員・
白岩委員・鈴木委員・高橋長司委員・高濱委員・真野委員

司 会：上埜委員

1. 開会

（1）出席委員・傍聴者の報告

出席委員：11名

傍聴者：0名

（2）議事録署名人

今回は上埜委員と唐澤委員にお願いする。

2. 議事

（1）これまでの議論のまとめ

・事前配布の「伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議まとめ（案）」
の内容を出席委員で確認

（2）その他

・市民会議での検討の感想を各委員より発表

【意見の概要】

- ・自治会や子ども会、PTAの方と接することがあったり、市民会議で若い方の意見を聞いて新鮮な気持ちになったので、こういう機会がどんどん増えればと思う。
- ・まちづくり基本条例の理念や、関係する取り組みが、もっと皆に広がっていけばいいと思った。
- ・長い間伊丹市民である割には、市のことについて無知すぎたと思った。広報だけではなく、電光掲示板などで、行政情報を知ることは大事だと思う。市民が市政に関心をもつ方法、市政情報を得るよい方法はないものかと思うが、同時に市政について自分から知る努力もしないといけないとも思った。
- ・かなり前から「市民が主役のまちづくり」といわれてきたが、今現実になりつつあるのではないかと思う。市のボランティアをしているので、市政について分かって来た。どこかの活動の入り口から入っていけば、分かるようになってくるのだと思う。

それと、条例の文言が昔とちがって、やさしくてわかりやすくなつたと思う。

- ・今回の市民会議を通じて、地域コミュニティや地域組織について学ばせてもらったのはありがたいと思う。住んでいながら地域付き合いに無頓着で、家族に任せていたが、家庭でも話をする機会にもなつたので、よかつたと思う。
- ・伊丹に住んでいても、仕事で大阪に出ているので、地域行事などコミュニティに携わってこなかつた。定年が近づいてくるにつれて、関わるべきだと思い、この会議にも参加した。行政には、市民がもっと関わるよう努力してほしい。市民会議の「まとめ」には、ずっと意見を出してきた情報発信の必要性を随所に盛り込むことができた。まちづくり推進課だけに留まらず、市がもっとさまざまな意見をきいて、情報発信の手法を高めてほしい。そうすると楽しい伊丹になると思う。
- ・最初は何も知らないまま参加したが、今は参加してよかつたと思う。子供が学校を卒業すると一気に情報が減る。情報を共有できる機会が自治会しかないが、自治会は80%の方しかいないし、なにか知る方法があればと思う。市民が市の事業などに少しずつ前向きに携われるような何かがあればいいなと思う。
- ・今まで市はもっと事務的なことをしていると思っていたが、20万人近い市民のありとあらゆる場面で市が見守ってくれているのだと分かり、色々と勉強になった。私たち市民も自分のことには責任をもって社会を良くしていかないといけないと思った。特に、子供は一番大事なので、環境をよくしていったり、給食の地産地消なども考えていかないといけないと思った。
- ・まちづくり出前講座の取り組みはすごくいいと思う。この講座の仕事を拡大していくば、自動的に情報発信や対話ができるんじやないかと思う。ただ、こういう取り組みが知られていないように思うので、情報発信をしっかりやっていくことが必要である。
- ・自治会の人が少なくなつて、班と班との合併などをやつてゐる。まちづくり基本条例の議論をしながらも実際の現場では、自治会の人が少なくなつてどうしようとか、回覧板をどう回そうというようなことを考えているのが実状である。この会議に出て、自分たちで自発的にやることが大事だと分かった。
- ・この会議に出て、市報や議員さんの広報などにも関心をもつようになつた。市民として、権利ばかりを主張するのではなく、義務を果たさないといけないと思う。自分から発信していかないととか、掃除をしてもらうのを待つのではなく、自分から行かないといけないととか、そういうことを発信していきたい。
- ・この1年間ですごく勉強になつた。まちを歩いていても、掲示板などの文字を見るだけでなくその後ろに人を見るように視点が変わつた。市報でもパブコメの部分など、みていたはずなのに気が付いていなかつたので、今後はもっと関心をもつていただきたい。

3. 閉 会

【事務局より連絡事項】

- ・議会・議員に関する事項について、議会審議の経過報告
- ・今後の検討予定

市民会議の結論をもとに、附属機関である「伊丹市参画協働推進委員会」において条文化の検討を行い、来年3月の条例改正を目指していきたい。なお、附属機関の議論において、市民会議に補足的に議論を行っていただきたいことなどがあれば、会議を開催したいと考えているので、その場合はよろしくお願いしたい。

- ・伊丹市まちづくり基本条例の啓発事業への参加のご案内

これまで、「まちづくり基本条例フォーラム」の開催や、児童・生徒へのポスター募集とその展示、啓発かみしばいの作成などを行ってきた。今後も啓発事業を継続していくので、興味をお持ちの方はまちづくり推進課までご連絡いただきたい。

【市民自治部参事あいさつ】

遅い時間の開催が多かったにも関わらず、長期間に亘り熱心に議論していただき、本当に感謝に耐えない。

全部で13項目のご意見をいただき、条項の追加に関する内容もあるので、今後ご意見を踏まえ、検討を行っていきたい。

また、まちづくり基本条例の普及促進にも取り組んでいるので、ご興味がおありの方がいらっしゃったら、ご参加いただければ幸いである。

伊丹市まちづくり基本条例の見直しに係る市民会議 名簿

	氏名	ふりがな
1	秋月 由実	あきづき ゆみ
2	石田 さゆり	いしだ さゆり
3	伊藤 泰弘	いとう やすひろ
4	稻垣 悟	いながき さとる
5	稻垣 隆弘	いながき たかひろ
6	上埜 吉美	うえの よしみ
7	大田 静子	おおた しづこ
8	緒方 裕子	おがた ゆうこ
9	唐澤 民子	からさわ たみこ
10	川田 千津子	かわた ちづこ
11	阪上 哲也	さかうえ てつや
12	栄田 幸子	さかえだ さちこ
13	坂上 美緒	さかがみ みお
14	白岩 久嗣	しらいわ ひさつぐ
15	鈴木 雅雄	すずき まさお
16	砂浜 多美子	すなはま たみこ
17	千秋 裕	せんしゅう ゆたか
18	高橋 恒治	たかはし こうじ
19	高橋 長司	たかはし たけし
20	高濱 弘子	たかはま ひろこ
21	田中 泰子	たなか やすこ
22	中田 貴	なかた たかし
23	中堂 裕之	なかどう ひろゆき
24	中村 享子	なかむら きょうこ
25	信木 啓子	のぶき けいこ
26	本郷 博久	ほんごう ひろひさ
27	真野 貴夫	まの たかお
28	宮脇 直樹	みやわき なおき
29	山下 由美子	やました ゆみこ
30	吉本 雅一	よしもと まさかず

この名簿は50音順にお示ししています。